

令和7年第2回定例会

田舎館村議会会議録

令和7年6月2日 開会

6月6日 閉会

田 舎 館 村 議 会

令和7年第2回田舎館村議会定例会会議録目次

◎第1号 令和7年6月2日（月）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席事務局職員職氏名	2
開会及び開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程（議案第1号～報告第4号）及び提案理由説明	4
休会について	6
散会	6

◎第2号 令和7年6月4日（水）

議事日程	7
本日の会議に付した事件	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のため出席した者の職氏名	7
出席事務局職員職氏名	8
開議	9
一般質問	9
○品川正人議員	9
1 自転車通学等における児童生徒のヘルメット購入補助の実施について	
2 水道水のPFAS（ピーファス）の状況について	
3 特殊詐欺等にあわないための対策について	
○平川重廣議員	13
1 ごみ処理広域化について	
2 田舎館中学校登下校時のスクールバス導入について	
3 小中一貫校への視察について	

4 行政連絡員報償費について	
○浅原尚子議員	36
1 道の駅について	
2 誘致企業について	
3 若者が活躍できる関心を持てる村づくりについて	
○田澤隆議員	47
1 学校給食と食物アレルギーについて	
2 雪害を受けた農家への支援について	
○中山勝晴議員	54
1 しごとの創生・ひとの創生・まちの創生について	
○小野正幸議員	59
1 空き家の現状及び今後の対応策について	
2 災害対策拠点となりうる公共施設整備について	
散会	67

◎第3号 令和7年6月6日（金）

議事日程	68
本日の会議に付した事件	68
出席議員	68
欠席議員	69
説明のため出席した者の職氏名	69
出席事務局職員職氏名	69
開議	70
議案第25号 専決処分の承認について (専決第4号 令和6年度田舎館村一般会計補正予算(第13号))	70
議案第26号 専決処分の承認について (専決第5号 田舎館村税条例の一部を改正する条例)	70
議案第27号 専決処分の承認について (専決第6号 田舎館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	71
議案第28号 専決処分の承認について (専決第7号 田舎館村承認地域経済牽引事業のために設置される 施設に関わる固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正す る条例)	71
議案第29号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算(第1号)	72
議案第30号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	77

議案第31号	令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第1号）	78
議案第32号	令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第1号）	78
議案第33号	令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算（第1号）	79
議案第34号	黒石地区清掃施設組合格約の変更について	79
議案第35号	黒石地区清掃施設組合の解散について	80
議案第36号	弘前地区環境整備事務組合への加入について	80
議案第37号	田舎館村教育委員会委員の任命について	82
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について	82
報告第2号	令和6年度田舎館村下水道事業会計予算繰越計算書について	83
報告第3号	令和6年度田舎館村水道事業会計予算繰越計算書について	83
報告第4号	株式会社アイナックの経営状況について	83
議員派遣の件		84
閉会		85

令和7年第2回田舎館村議会定例会会議録

議事日程第1号 令和7年6月2日（月） 午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第25号 専決処分の承認について（専決第4号）
- 第5 議案第26号 専決処分の承認について（専決第5号）
- 第6 議案第27号 専決処分の承認について（専決第6号）
- 第7 議案第28号 専決処分の承認について（専決第7号）
- 第8 議案第29号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第30号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第31号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第32号 令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第33号 令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第34号 黒石地区清掃施設組合規約の変更について
- 第14 議案第35号 黒石地区清掃施設組合の解散について
- 第15 議案第36号 弘前地区環境整備事務組合への加入について
- 第16 議案第37号 田舎館村教育委員会委員の任命について
- 第17 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第18 報告第2号 令和6年度田舎館村下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第19 報告第3号 令和6年度田舎館村水道事業会計予算繰越計算書について
- 第20 報告第4号 株式会社アイナックの経営状況について

本日の会議に付した事件

- 1 議事日程のとおり
- 2 休会について

出席議員（8名）

- 1番 阿保 勇 人
- 2番 浅原 尚 子
- 3番 中山 勝 晴
- 4番 田澤 隆

5番 小野正幸
6番 平川重廣
7番 品川正人
8番 平田隆人

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川新一
副	村長	金枝尚明
教	育長	工藤義明
代	表監査委員	平川正敏
選	挙管理委員会委員長	阿保則雄
農	業委員会会長	白戸陽平
総	務課長兼選挙管理委員会事務局長	阿保春仁
税	務課長	佐々木貴詞
住	民課長	鈴木勝
厚	生課長	竹内哲也
産	業課長兼農業委員会事務局長	工藤和裕
建	設課長	中村甲一郎
企	画観光課長	浅利高年
会	計管理者兼会計課長	小野淳也
学	校教育課長	上田貴光
生	涯学習課長	佐藤勝彦

出席事務局職員職氏名

事	務局長	相坂朱美
主	査	福士貴子

開会及び開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、令和7年第2回田舎館村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第1号」により進めます。

会議録署名議員の指名

議長（平田隆人議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番品川正人議員、1番阿保勇人議員を指名いたします。

会期の決定

議長（平田隆人議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る5月23日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期について協議いたしましたところ、会期は本日から6月6日までの5日間に決定になりましたので、議会運営委員会の決定どおりとすることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は5日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（平田隆人議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員より、定例監査の結果についてと令和7年2月分から令和7年4月分までの例月出納検査の結果について報告がありましたので、写をタブレットに配付しておきましたから、御了承願います。

議案上程（議案第1号～報告第4号）及び提案理由説明

議長（平田隆人議員）

日程第4 議案第25号専決処分の承認についてから、日程第20 報告第4号株式会社アイナックの経営状況についてまでの計17件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。品川新一村長。

（村長 品川新一 登壇）

村長（品川新一）

令和7年第2回田舎館村議会定例会にあたり、御提案いたしました議案等について、その概要を申し述べ御審議の参考に供したいと思っております。

議案第25号は、専決処分の承認についてであります。令和6年度田舎館村一般会計補正予算第13号を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第26号は、専決処分の承認についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、田舎館村税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第27号は、専決処分の承認についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、田舎館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第28号は、専決処分の承認についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、田舎館村承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第29号は、令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,821万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,121万2,000円に定めようとするものであります。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、人事異動に伴う人件費の補正をしており、他会計においても同様に人件費の補正をしております。

また、第2款総務費第2項徴税費に、定額減税補足給付金に係る経費として1,168万5,000円、第8款土木費第2項道路橋梁費に、消融雪取水ポンプ取替工事費1,298万円、第9款消防費第1項消防費には、消火栓設置工事費1,133万円などを計上しております。

議案第30号は、令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,442万4,000円に定めようとするものであります。

議案第31号は、令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,992万9,000円に定めようとするものであります。

議案第32号は、令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第1号）ですが、既定の予算第3条で定めた収益的収入及び支出の支出予定額に10万1,000円を追加し、総額を2億3,328万7,000円に定めようとするものであります。

議案第33号は、令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算（第1号）ですが、既定の予算第3条で定めた収益的収入及び支出の支出予定額から46万8,000円を減額し、総額を1億7,265万9,000円に定めようとするものであります。

議案第34号は、黒石地区清掃施設組合格約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、黒石地区清掃施設組合格約の変更について協議するため提案するものであります。

議案第35号は、黒石地区清掃施設組合の解散についてであります。黒石地区清掃施設組合施設の廃止に伴い同組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第36号は、弘前地区環境整備事務組合への加入についてであります。ごみ処理施設の設置及び管理の事務を共同処理するため、令和8年4月1日から弘前地区環境整備事務組合に加入することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第37号は、田舎館村教育委員会委員の任命についてあります。現委員福士純子氏の任期が令和7年7月12日をもって満了するので、引き続き任命することについて同意を得るため提案するものであります。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。令和6年度田舎館村一般会計予算で定めた繰越明許費は翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和6年度田舎館村下水道事業会計予算繰越計算書についてであります
が、令和6年度田舎館村下水道事業会計予算で定めた繰越計算書について、地方公営企業
法第26条第3項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和6年度田舎館村水道事業会計予算繰越計算書についてであります
が、令和6年度田舎館村水道事業会計予算で定めた繰越計算書について、地方公営企業法
第26条第3項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、株式会社アイナックの経営状況についてであります、地方自治法第243
条の3第2項の規定により株式会社アイナックの経営状況について報告するものでありま
す。

以上、御提案いたしました議案等について説明申し上げましたが、慎重に審議の上、御
決定を賜りますようお願いいたしまして提案理由の説明を終わります。

(降 壇)

休会について

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

議案調査等のため、6月3日及び5日の2日間を休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、6月3日及び5日の2日間を休会することに決定いたしました。

散会

議長（平田隆人議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労様でした。

午前9時15分 散会

議事日程第2号 令和7年6月4日(水) 午前9時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

- 1番 阿保 勇 人
- 2番 浅原 尚 子
- 3番 中山 勝 晴
- 4番 田澤 隆
- 5番 小野 正 幸
- 6番 平川 重 廣
- 7番 品川 正 人
- 8番 平田 隆 人

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川 新一
副	村	長 金枝 尚明
教	育	長 工藤 義明
代	表	監 査 委 員 平川 正敏
選	挙	管 理 委 員 会 委 員 長 阿保 則雄
農	業	委 員 会 会 長 白戸 陽平
総	務	課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 阿保 春仁
税	務	課 長 佐々木 貴詞
住	民	課 長 鈴木 勝
厚	生	課 長 竹内 哲也
産	業	課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 工藤 和裕
建	設	課 長 中村 甲一郎
企	画	観 光 課 長 浅利 高年
会	計	管 理 者 兼 会 計 課 長 小野 淳也

学 校 教 育 課 長 上 田 貴 光
生 涯 学 習 課 長 佐 藤 勝 彦

出席事務局職員職氏名

事 務 局 長 相 坂 朱 美
主 査 福 士 貴 子

開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第2号」により進めます。

一般質問

議長（平田隆人議員）

日程第1 一般質問を行います。順次、質問を許します。

7番、品川正人議員の一般質問を許します。

品川正人議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

品川正人議員の登壇を許可します。

（品川正人議員 登壇）

7番（品川正人議員）

おはようございます。

長嶋茂雄さんが亡くなりました。私たちの希望の星でした。残念です。お悔やみ申し上げます。

私からは三つほど質問をいたします。

1番目として、「自転車通学などにおける児童生徒のヘルメット購入補助の実施について」です。令和5年4月から改正道路交通法が施行され、全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務となり、その中で義務教育である児童生徒の自転車通学時の安全対策の一つとして、ヘルメットの購入着用に際して、日本全国の多くの市町村の無償配布や購入費の一部の補助を実施しており、近隣の弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町に購入費の一部の補助を実施しているところです。

この補助制度の実施に際して、過去2度ほど質問されており、補助については考えていない旨答えておられますが、少子化、人口減少が続いている中で、将来を担う小中学生の通学時などの安全を期するため、特に中学生はスクールバス通学を行っていないことか

ら、万一事故に遭った場合でも頭部の保護のためには大変有効であると思われ、ぜひヘルメット購入の無償または一部補助を行う考えがないかお尋ねいたします。

2番目として、「水道水のPFAS（ピーファス）の状況について」お伺いいたします。発がん性が指摘され、1万種類以上あるとされている有機フッ素化合物のうち人工的に作られたフッ素が多い化合物の総称で、これを使った製品は水や油をはじき、分解しにくいという性質から、1940年頃から防水スプレーやレインコートなど、様々な生活用品に幅広く活用されているようです。

このPFASが各地の浄水場や河川、池などで検出され、国でも事態を重く受け止め、水道水の調査を行っているようですが、田舎館村でも調査が実際されたのか。実施したのであれば、その結果を。未実施であれば、いつ頃実施する予定があるかお伺いいたします。

三つ目として、特殊詐欺などに遭わないための対策についてお伺いいたします。パソコンやスマホにおけるデジタルツールとインターネットが生活の中で当たり前に使われている中、毎日のように特殊詐欺などのトラブルに遭ったとの報道を目にしておりますが、「自分は騙されない」「自分や身近な人には起きない」という思いを持ちつつも、特殊詐欺、強盗などの犯罪に巻き込まれて多くの方が被害を受け、大切な財産を失っている状況が続いております。

地域住民の大切な生命や財産を守るため、そして少しでもトラブルや犯罪に遭わないようにするため、どのような対策を講じているのか、次の点についてお伺いいたします。

1番。児童生徒を対象とした学校教育において、指導、情報発信や学習の取組みの状況をお伺いいたします。

二つ目。また、高齢者をターゲットとした犯罪が多発、増加していることから、高齢者など成人を対象とした学習や情報発信も必要かと思われませんが、その取組みの状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

取り組みを行っていないとすれば、今後どのように対応していくのかお伺いいたします。

また、村内におけるメールやSNSで騙されたなどのトラブルや、犯罪に至った発生件数の状況を把握されておりましたら、どのようなになっているのかお伺いいたします。

以上で、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(降壇)

議長（平田隆人議員）

品川正人議員の質問に対する答弁を求めます。

品川新一村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

品川正人議員の一般質問にお答えいたします。

御質問の2項目「水道水のPFASの状況について」は、有機フッ素化合物PFASの検査は法的な義務ではありませんので、これまで村が行う水質検査でPFASの検査の実施はしていません。

しかしながら、人体の影響が問題視されている物質であることから、今年度の水質検査では、PFASについても検査を実施することとしていたところであります。

3項目目「特殊詐欺等に遭わないための対策について」の4点目の村内におけるメールやSNSで騙されたなどトラブルや犯罪に至った発生件数の状況については、村民の方々の相談窓口として、近隣市町村と連携して整備をしている弘前市市民生活センターにおいて、困り事や消費者トラブルなどに対する相談を行っておりますが、令和5年度に村民からの相談のあった件数は13件となっており、犯罪被害に関する情報については、こちらでは把握できないものとなっております。

以上で、私からの答弁は終わります。

(降壇)

議長（平田隆人議員）

工藤義明教育長。

(教育長 工藤義明 登壇)

教育長（工藤義明）

品川正人議員の一般質問、質問事項1「自転車通学等における児童生徒のヘルメット購入補助の実施について」の質問にお答えします。

1項目、ヘルメット購入費の無償または一部補助を行う考えがないかについて、道路交通法の改正により、令和5年4月1日以降は運転する全ての人がヘルメットを着用することに努めることとなりました。そのようなことから、中学校では交通安全指導等でヘルメット着用を努めるよう促してはいますが、現在のところ、ヘルメットがない家庭については、購入するための負担を強いることになるため、自転車通学する際の義務付けは行っていません。しかしながら、ヘルメットを着用することで死亡事故を未然に防ぐことなど、安心安全につながることから、現在、教育委員会では、中学校と協議をしており、自

転車通学のヘルメット着用を義務付けとする際には、村としてはヘルメット購入費の無償または一部補助を行うなど配慮が必要であると考えております。

質問事項3の「特殊詐欺等に遭わないための対策について」の3項目、特殊詐欺等に遭わないための対策についての1点目、児童生徒を対象とした学校教育において、指導、情報発信や学習の取り組みの状況については、誰でも手軽にインターネットに接続できるようになった今日、詐欺行為やプライバシー侵害など犯罪の被害に遭う危険性がますます高まっており、教育委員会では児童生徒一人一人の意識の向上とモラルの徹底がなければ、犯罪を防ぐことができないと考えております。そこで、このような状況を踏まえ、学校教育では被害者や加害者にならないようにするため、情報モラルネットリスク教室を実施しております。また、保護者に対しても子供たちが被害に遭わないようにするために、注意喚起を行っており、これからもこのような指導を継続していきたいと考えております。

3項目め、特殊詐欺等に遭わないための対策について、村内在住の60歳以上の方を対象とした白寿大学において、特殊詐欺の現状と対策や悪質商法の手口と対処法等の講座を開催しております。今後も社会環境の変化を捉え、高齢者等成人の学習機会の提供や情報発信に努めて参ります。

以上で、私からの答弁を終わります。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

答弁漏れはありませんか。

再質問を許します。

7番、品川正人議員。

7番（品川正人議員）

ヘルメット購入補助についてですけども、やっぱり村で補助とかやった方がいいと思いますけども、早めにスピード感を持ってやれば何とかかなると思います。これはやっぱり、と思います。

水道水の方は、実際、水飲んで、飲めないということになれば大変ですので、これも早めにやった方がいいと思います。

特殊詐欺の方は、これ国でもいろんな問題としてやってるようですけども、パソコンやメール、スマホを持っている限りは続くと思うんですよ、これは。何とかこれはならないのか私も分かりませんが、そういうふうにやってください。すいません。

再質問はございません。終わりです。

議長（平田隆人議員）

以上で、品川正人議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、平川重廣議員の一般質問を許します。

平川重廣議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、平川重廣議員の一般質問を許可します。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

6番、平川重廣。

質問事項として「ごみ処理広域化について」。ごみ処理広域化により、津軽地域8市町村の分別、区分処理方法の統一、効果的なごみ排出量の削減について、村長は公約の五つの柱として環境で住みよいまちづくりに努めますとあるが、広域化開始に向け、広域住民の理解は進んでいるのか。このことから4点について伺いいたします。

①住民の広域化に伴う21地区の説明会を実施するのか。

議長（平田隆人議員）

村長、自席で答弁願います。

村長（品川新一）

ごみ処理について、21地区の説明会を実施するのかについてであります。広域化によりごみの分別方法が一部変更となりますが、収集方法などは今までと変更がありませんので、21地区での説明会を実施する予定はありません。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、説明する必要はないと言いましたが、この前、住民課の話、説明会を聞きましたけれども。燃えるごみ、燃えないごみの分別ありますが、燃えないごみの袋、これを出すの、今まで週4回ありましたが、2回にするという話もありまして、いろんな面でまた分別の内容も異なっております。

また、弘前では、現在、袋に入れたい、自分の家庭用の買い物の袋に入れてる。そういう細々としたものもあるのに説明しないわけですか。村長。

議長（平田隆人議員）

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。今、弘前の例もおっしゃられましたが、村としましては、現在の収集方法と広域化後の収集方法について基本的な部分に変更ありませんので、説明会を実施する予定はございません。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

私は村長に伺ったわけですが、課長は説明会で、課長のお話は聞いておりました。

ところで、細かい話するわけなんですけど、もし弘前がごみの袋を使わない。課長が説明したのは黒石かな。藤崎も一緒にやって、うちの方は経費がかかるからどうのこうのっちゅう説明あったんですが。現在、燃えるごみが週8回。うちの方では火曜日と金曜日、1回ずつ。そうすると8回になります。また、燃えないごみは月曜日、週4回ということになります。それで、燃えるごみの袋は大体1枚が14円、14円に8回掛けますと116円ちょっとになります。燃えないごみ、これが25円です。これが4回で25円の100円、1か月216円。金額としては大したことないと思いますが、生活している人の身になってみれば、この金額は莫大な金額になります。これを1年間やりますと2,601円。これは万が一、10年生きてみなさい。またすごいお金になるんですよ。弘前がもし分別ごみでやらないのであれば、うちの方もその右倣えするのか、村長。村長にお伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ただいまの話になりますけども、ごみの分別方法が一部変わると言いましたけども、多分、分別方法が緩くなって、燃えるごみと燃えないごみのリサイクル化もありますし、そこら辺の部分が変わって問題になると思いますけども、できるだけ村民の皆さんにもごみの資源化、少なくなるよう努力してもらいたいと思います。そういう方法で、ごみの何て言いますか、少ない量を出してもらって、そういうふうな形でやってもらえれば費用もそ

んなに多くかからないのではないかと思いますし、そういうふうにも努力してもらえる方法もあると思いますので、そういうような部分ではお願いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、村長はリサイクル等の話もありましたが、リサイクルに持っていく場所が離れてるところもあるわけです。また、高齢者、リサイクルに持っていけない。一つの例を挙げますと、川部で駅前地区のリサイクル資源の場所が閉鎖されました。それは、やる人がないからです。誰も協力してくれない。そういうので、温泉に来るとき、車で来るときは持ってくることはできますが、歩いてあの袋に入れて持ってくることもできない。そういうのをどうするのか、村長にお伺いします。

議長（平田隆人議員）

平川議員、暫時休憩いたします。

午前9時22分

休憩を解き、会議を開きます。

午前9時22分

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

②説明会の実施場所、時期については、これはやらないということで、よろしいでしょうか。村長。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

先ほども言いましたとおり、説明会は実施する予定はありません。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうすると、役場で発行する文章だけでやるということになりますか。村長。

議長（平田隆人議員）

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。毎戸に対して今回変更となる部分分かる、分かりやすい資料を配布することにより周知したいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、課長がおっしゃったこと、これも一つ問題があると思うんです。今、住民がですね、世帯が2,912世帯あるわけなんです。田舎館村にはね。それで地区会は21あるわけです。この地区会の中で、2,910世帯の中に入ってない方が現在あります。そうしますとその文書を配布することができない。目を通すこともできない。それをどういうふうに村長が考えているか、周知徹底できるのかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。地区会の中で地区会に入っている、入っていないという話でございましたけども、村としましては全世帯に配布をお願いしたいということで、従来からもお願いしているところでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

行政の方ではそういうふうな考えであります、一つの例をとりましたが、地区会に入らない、温泉の紙もいらない、何もいらない、そういう方も結構いるわけなんです。それをこのごみについては何も知らなかった、紙も見なかったということになる可能性もあります。それについて行政で渡してるからとか、そういうのじゃなくし、これだけはしっかり把握して、例えば、封筒に全世帯に渡すとか、そういう方法を考えていないものか、いるものかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

今、議員、個人の方からいらないう話があるんだということで、その辺いらないうところ我々知らない中で、個別に郵送というのは今現在のところ考えてはございませんでした。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長がおっしゃったことなんですが、このごみは本当に重要な問題なんです。知らなかったからとか、そうなればごみステーションに黄色い札が貼られて、持っていかない可能性があります。そういうのをしっかりやっぱり周知徹底していただきたい。出すものが変わってくるんですよ。それをもう少し住民の視点に立って考えていただきたい。村長、いかがですか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ただいまの質問についてですけれども、個別に出すというのはなかなか大変なもので、やる予定は考えておりませんし、その方法として、ごみステーションに紙を貼るとか、そういう形で対応したいなど、できればそういうふうな方法でやりたいと考えています。以上

です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

そうしますと、村長はあくまでも説明会の実施はしないということで受け止めてよろしいでしょうか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

一応、予定は考えていません。説明会は考えておりません。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

分かりました。五つの柱の環境を、住みやすいまちづくり、これは村長はやらないということを受け止めてもよろしいわけですね。

じゃあ、3番に入ります。広域化に伴う指定ごみ袋の有無についてをお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

指定ごみ袋の有無についてですが、ごみ袋の詳細についてはこれから決定して参りますが、今までと同じく指定ごみ袋でごみを出す予定としております。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

先ほどもおっしゃいましたけれども、ごみ袋にも金がかかるわけです。燃えるごみ、燃えないごみにもお金がかかるわけなんです。これが全部広域になって、1か所でもごみ袋有料のごみ袋を使わないのであれば不公平が出てくると思いますが、村長、その不公平についてどういう考えをお持ちですか。

議長（平田隆人議員）

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。ごみ袋の有料化をやっている市町村もございます。弘前のように指定袋を採用しない市町村もありますが、村としましては、最低限のルールということで、ごみ袋だけは指定のものを今後も続けていきたいと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

すみません。歯の治療で聞きづらいところあると思いますが、我慢してください。

今、課長がお話したところ、有無についての話ですが、そうするとこれは袋を買ってやる場所、買ってやらない場所。これは私は完全に差別だと思うんです。そうすると、この有料指定の袋を使うのであれば、私がさっき示したとおり1年間にいくらだ、1年間に大体2,601円。2,600円でもいいです。住民に無償化のお金を行政でくれる気持ちはありませんか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

今のところその無償化については考えておりません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

たったこれのお金ですよ。行政から言わせれば。住民から言わせれば莫大なお金。これもサービスの、また環境の問題、これは何でその行政の中でこのお金を出せないのか。何か支障があって出せないのか。これを出すと村が潰れるのか。村長いかがですか。

議長（平田隆人議員）

村長、答弁願います。

村長（品川新一）

確かに個人で出すのは年間2,000いくらかという金額出してきましたけども、そのためにわざわざ行政の方では今までどおりのやり方で住民の皆様にも出す配慮、そういうふうな考えでもらいたいと思います。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

村長、もう少し住民のことを考えていただきたい。たったこの金額ですよ。じゃ、4番に移ります。ごみステーション有無について問います。

議長（平田隆人議員）

村長。

6番（平川重廣議員）

ただいまのごみステーションの有無についてですけども、広域化後も今までと同様に、ごみステーションによる収集を継続いたします。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

村長はこのごみステーション、田舎館村21地区にどのぐらいあるか把握しておりますか。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩します。

午前9時33分

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前9時38分

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。ステーションの数ですが、延べの箇所数になりますが、まず可燃ごみ、燃やせるごみのステーションは183、不燃ごみ、燃やせないごみのステーションが159、粗大ごみのステーションが135、資源物のステーションは25となっております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

住民課長、大変忙しい思いをさせてすみませんでした。

これ今、課長もお話したの、燃える、燃えないごみの数なんですけども、燃える、燃えないごみも一緒に入っておりますから、これを足しますといくらかちょっと分かりませんが、いずれ300近い数があると思います。これをなくするのか、このまま使うのか、村長、お伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

先ほども言いましたけども、ごみステーションによる収集はこのまま継続したいと思っております。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、村長がそのまま使うということですが、村長は地区会長、昔の部落会長もやった経緯がありますので分かると思いますが、これにも地区で維持管理がかかっているわけなんです。5年に1回ペンキ塗り、これもお金がかかります。冬の冬季、これはごみ、除雪車でごみの蓋が開けられない、これも班長に頼んでおります。こういうのを袋がなければこれもないわけです。袋があるために村長はそのまま袋を使う、ステーションも使う。じゃ、このステーションの維持管理を地区に出すのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、ごみステーションについては行政経費といたしまして地区会の方に、いくらという根拠はございませんが、お支払いをしており、地区会の方にこの管理についてお願いをしているところでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長がそれはお話ししたけども、行政のこの年間7万、1世帯300円。これ来てるのに、ごみのステーションの作業分について、詳しく来年書いてください。で、村長は本当にこの、ごみのこれが誰も管理しなくなって、ペンキも塗らない、そういうのを村長はどういう気持ちでおりますか。最後お伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

やっぱりみんなでするものですから、各地区にお願いしてありますし、各地区の方でそういうペンキ塗りとか、管理をしてもらいたいと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

広域に伴うこのごみについてはほとんど進展がないままに終わりましたが、ぜひとも8月、来年ですか、8月にやるには同じ条件でするように会議でも頑張ってきていただきたいと思います。

また、清掃組合に行ってる議員の方も、ぜひお話ししてやっていただければと思います。

2番に入ります。「田舎館中学校登下校のスクールバスの導入について」といたしまして、田舎館小学校では、村全域で、一部を除くんですけれども、対象にスクールバスが運行されており、多くの保護者から高く評価されております。しかしながら、田舎館中学校においては交通支援が実施されていない。この結果、保護者が車で送迎せざるを得ない状況が常態化しています。特に冬季下校時間帯には中学校前に車列ができて、安全面や交通渋滞の面から課題となっている。このことから、4点についてお伺いいたします。

まず①村として、中学校の通学環境の現状認識と課題についてをどのように把握しているかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

ただいまの平川議員の質問にお答えいたします。中学校の配置基準によると、通学環境は概ね6キロ以内であることが適正とされており、村内においてはその適正の範囲内であると考えております。しかしながら、冬季間については、積雪のため、徒歩による通学が困難な生徒もいるということは認識しております。小中一貫の環境が整い次第、ぜひとも導入を検討していきたいと考えております。

また、保護者による送迎で安全面等の課題については、学校での保護者の集会や学校だより等で交通安全に対する注意喚起を促しております。これからも子供の安全な通学に十分配慮して参りたいと考えております。以上であります。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、教育長が答弁したのは絵に描いたような素晴らしい答弁でありましたが、これは学校で車がどう来て、また乗せて行かない、歩いて帰る、それを私は聞いているんですよ。小中一貫校とか、6キロとか。これは町だったら6キロも大丈夫ですよ。一番遠いところどっか知らないけども。大体豊蒔、大袋。大袋は大根子と大袋の間。田んぼで何も無い。柵も何も無い。そこを歩くんですよ。だからどのぐらい共稼ぎで、どのぐらいの方が迎えに来ていない、そういうのを把握しているか私は伺っているわけなんですけども。本来であれば、村長にお伺いしたいんですけども、教育長ということで教育長、その素晴らしい答弁じゃなく、実際あったのを包み隠さず答弁してください。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

実際のところ、把握はしておりません。でも、私は教育長になる前からそういうことを、村内のところを時々回っています。そして、毎日通学バスの小学校の通学路、それからバスの待合所、それをやっています。民生委員の方も、保護者の中でも待っています。そういうふうなことはしています。以上であります。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうするとこの冬、1月の3学期ですか。それから子どもたちが歩いてきてる。私も含めて、村長、議員、役場の職員、歩いてきたことがありますか。教育長、歩いてきたことありますか。子どもたちがどれほど苦しんで歩いてきてるのか。教育長は歩いてきたか、来ないか、そこを1点だけ聞きます。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

私、今年の年になってから歩いたことはありません。しかし、歩くのは大変なのは分かっ

てます。でも、それ今すぐ解決するっていうのは、いろんな問題があると思います。そこで検討はすることはありますけども、今すぐ解決っていうことはできません。以上であります。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、教育長がそういうお話、答弁ありましたけども。田舎館中学校、光田寺中学校と統合合併して何年になりますか。これは誰も問題視しなかったわけなんですか。毎年冬があるんですよ。今、私が質問して、これが検討しますとか、そういう問題、早急に私はこれをやるべきだと思います。行政のお金をかけても。この、よく皆さん言うじゃない、子どもは宝だと。都合のいいときは宝、行政で何もしないときは子どもたちが元気に歩いてる、それだけではいけないわけです。ぜひとも早急にやっていただきたい。

2番目に移ります。スクールバス導入の実施計画性について、過去に検討された事例があるのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

中学校に関するスクールバスの導入の実現の可能性については、過去に検討された事例はありません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

小学校はスクールバスですよ。中学校は体力があるからですか。教育長。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

ただいまの議員の質問は、小学校と中学校の違いということだったんですけども、小学校に関しては、距離に関しては、文科省によりますと適性の距離は4キロというふうに定義されております。一方、中学校に関しては6キロですので、適正な範囲ということになっております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、課長がおっしゃったことは分かります。それはあくまで規則です。けども、この過疎地、何もない、雪がブーブーふぶく。私は何回も言いますが、それがキロで、これで終わりになると、そういうので片付けることができますか。教育課長。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。例えば昨年のようなそういった吹雪のときは、やはりその保護者と生徒の判断でですね、車で来ることは勿論のことだとは思いますが、しかしながらですね、冬季間であっても交通安全上問題ないというふうなときもあります。そういった場合は生徒の保護者に頼らないという自主性だったり、それから、冬季間の運動不足の解消ということもあります。そういった教育的な観点から言っても、そういった徒歩による通学もまたときには必要だというふうに考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今、課長がおっしゃった冬季間の運動不足、それは私は屁理屈だと思います。課長、そう思いませんか。学校では授業の中に、体育もとっておるわけです。それをバスに乗って歩かないから運動不足。教育長どう思ってますか。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

今のことだけで体力つけてるとか運動不足だとかは、一概には考えてません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

ぜひともスクールバスを導入するようにお願いします。

3番に入ります。今後、試験的なルート設定や費用試算などを含めた具体的な調査、検討を行う意思はあるのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

現状においては、中学校に特化した具体的な調査、それから検討を行う考えはありません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

これはさっきも問題になったんですけれども、中学校が一本化された、小学校と一緒になった、このときはバスをぜひ運用していただきたいと思います。

4番に入ります。共稼ぎや世帯ひとり親世帯の保護者では迎えに行けない、子ども帰宅できないといった声も多く聞かれます。こうした現状が田舎館村は子育てがしづらいという印象を与え、定住促進に水を差す結果となります。ここは村長、どういうふうに思いますか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ただ今の、スクールバスのない登下校が定住促進に水を差していないかについてでございますけども、各家庭によって様々な事情があることはと思いますが、子どもたちがスクールバスを利用して登校できないことが定住促進を進める上で重大な課題になっているとは考えておりません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

今ね、川部地区で昔の農協の倉庫裏に23世帯、新しく入ってるんです。そこはほとんど若い人たちです。なんでバスを出さないのか。私たちは共稼ぎをしている。朝はどうにか乗せていくことができる。帰りは迎えに行けない。今の時代は隣近所の車で一緒に乗って行きましようと言っても子供たちは乗らない、そういう教育をしてると思います。ぜひとも定住に繋がるんですよ。よそのところがやっていたら、田舎館村では中学校は何もただ野原を歩くだけ、そういう具合になりますので。村長、ここはしっかりと。人口を増やす、増やすと言っている。住宅を増やすと言ってる。その増やすとの全く違ったやり方なので、村長、ここ最後、頑張りますとかそういう声が出ないわけですか。ただそれだけですか、お伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

今の質問ですけども、バスがないからといって定住促進を退化させるってことは考えておりませんし、そういう重大な問題ではないと考えております。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

私の質問に対して重大な問題ではないという言葉、ありがとうございました。

では、3番に移ります。「小中一貫校の視察について」。津軽新報、令和7年1月10日、田舎館村の課題として教育、健康面、重点公約の五つの柱の方針が掲載され、記事の中に小中一貫校への視察は行ったが、具体的な話になってないとあり、このことから以下5点についてお伺いいたします。

①視察は何年何月実施したのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

ただいまの質問にお答えします。村の教育委員会がまとまって視察研修を行ったのは、平成28年10月4日の1日間と記録しております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

②番、視察の場所についてお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

今の質問にお答えします。視察研修に行った場所は、三戸町の三戸学園三戸小中学校であります。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

③番に移ります。視察は行政関係者何名で行ったのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

そのときは視察の参加者は教育委員会の委員が4名、教育長と職員2名、計7名で行っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

7名で行ったということです。これについて効果とかそういうのは全くないので、今までこのとおりだと思いますが、⑤番に入ります。村長としてじっくり時間をかけて、細部まで話し合いたいと記事であります、村長に誰が話し合うのかお伺いいたします。

教育長（工藤義明）

今の質問、ちょっと違ってます。違ってっていうのは、「と」の間の入れ方が違うと思います。

議長（平田隆人議員）

再度、平川議員。

6番（平川重廣議員）

改めてきっちり読みます。議長、よろしいでしょうか。

議長（平田隆人議員）

はい、どうぞ。

6番（平川重廣議員）

理解ができないということで、私の能力がないということでしたが、『具体的に話になってない。9カ年義務教育学校の実現に向けて、村長とじっくり時間をかけて細部まで話し合いたい』と新聞に書いております。私が言った言葉じゃないんです。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

村長に誰が話し合うのか問う。ということでしょう。そこが、議長さんが、村長さんに指名したのはそこですよね。村長に誰が話をするんだから、今、私が手挙げればいいわけですよ。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

これはね、教育長。この④で、④か。

（教育長「⑤」と言う。）

視察に行ったこの方たち7名ですか。これを村長が行かないんでしょう。

（教育長「ええ」と言う。）

だからこの行ったのを、誰が村長に報告したのかと聞いているんですよ。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩します。

午前9時59分

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前10時03分

平川議員。

6番（平川重廣議員）

分かりました。4番に入ります。「行政連絡員報償費について」をお伺いいたします。21地区の連絡員が2,900飛んで9世帯の行政では、手の届かないところをきめ細やかな手を差し伸べ、住民の声を聞き、耳を傾けております。昨年暮れからの大雪では行政が年末年始休で住民が相談できず、連絡員に相談をする事態が発生しております。このことから、以下3点についてお伺いいたします。

①番、行政連絡員報償費、現在は1世帯につき300円ですが、何年前からの300円なのかお伺いいたします。村長。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ただいまの「行政連絡員報償費について」、1世帯につき300円は何年前からについてですけれども、平成18年度からは300円以下となっておりますが、1世帯当たり300円を確認できたのは平成26年度からとなっております。古い資料がございませんので、明確に答弁することができるのは以上であります。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

はい、ありがとうございます。平成26年からと言いますと、多分、村長が議員になった年だと思えます。それから10年以上経過してはいますが、非常に物価が、物が上がっております。また、連絡員の方は行政からの配達物で自動車を使います。いろんなことについて、今の300円では合うか、元部落会長やった村長に素直な気持ちでお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

私は、連絡員にいつもお世話になっておりますし、上げたい気持ちはあるんですけども、周りから、近隣市町村と見ても、割と手厚い対応していると感じておりますので、今のところ上げる要素は考えておりません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

私がこの質問して、自動車は駄目だ、この300円も駄目だ。私が質問するのにいいのは一つありません。なんで300円から報酬を上げることができない。その理由はただ、村長が今発言したそれで終わりになるわけですか。もう少し連絡員のことを考えていただきたい。私はそういうふうに思いますが、村長はいかがですか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。まず300円というところの単価でございますけども、近隣市町村あるいは県内の市町村等々見させていただきましたけども、特段かなり低いというような感じにはなってございませんでした。議員おっしゃるとおり、行政連絡員の皆様にはいつも日頃から大変お世話になっている旨、毎回お伝えをしておりますが、この300円というところでまたお願いをしたいなというふうに考えてございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

300円。これを上げないということが、総務課長の答弁だと思います。

②は、現在の1世帯300円を500円にするということはないということによろしいですね、村長ね。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

そうです。そのとおりでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

じゃあ、3番に入ります。行政連絡員のなり手不足について、行政ではいかに21地区を存続させるのか。そのためには手厚い報償をする考えはあるのか、お願いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

手厚い報償をする考えはあるかについてですけども、行政連絡員の報償費については、先ほど課長の方も言いましたけども、近隣市町村との対比と比較しましても、村は手厚い対応していると感じておりますので、増額については考えておりません。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

私から見れば、私も行政連絡員の総代として21の地区とお話しておりますが。そうしますと、行政連絡員報償費の支払いについてという行政連絡員の、この綴じたものがあるわけなんで、これは行政で発行してるわけなんですけど、行政連絡員報償費年間7万円、1世帯300円を5月、10月の2回に分けて支払いますと書いております。この300円上げる気は全然ないんであれば、年間の7万円に少し色をつけてくれる気持ちはありますか。村長。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。議員おっしゃったところの7万円のところでございますが、これにつきましては令和6年度から増額をしたものでございますので、今また増額というところは考えてはございませんでした。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

総務課長からお話聞くと、何も考えてない、考えてないよということになりますが、少しは考えていただきたいと思います。特に21の地区で、行政連絡員を1年または2年で順番にやってるところが多く見受けられます。そうすると、1年間でやめるところは1年でどうでもいいんだと、2年は順番が来たからやってるだけなんだと、そういうふうになるわけです。それはなぜそうなのかと言えば、魅力がないからです、行政について。そう思いませんか。選挙であれば、村長選挙でも立候補者が出ます。村会議員でも立候補者が出ます。連絡員はいくら手を差し伸べてやってくれと言ってもやらない、仕方なくやってくる。それをもう少し手厚くする気持ちはありませんか。村長。

議長（平田隆人議員）

品川村長。

村長（品川新一）

確かに、総代さん、行政連絡員の皆さんは各地区で探すのは大変だと思います。私も以前、総代、行政連絡員をやりまして、なかなかやる人がいなくて困っておりました。でも、どうにかこうにかその地区です、いろいろな工夫を凝らしてやってもらってありますので、お金云々とかそういう問題じゃなくて、人員を確保するのが一番大変だとは思っております。ですから、各地区です、いろいろな工夫しながら1年で交代、班回りでもまわるとか、そういうふうな選挙で挙げるとか、そういう各地区でいろんなことをやっておりますので、お金をどうの云々よりも、そういう問題解決する方法がやってもらうことが大事だとは考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

平川議員。

6番（平川重廣議員）

そうすると行政連絡員については、現状のままということになるわけです。

もう少しやっぱり、行政連絡員、まるっきりボランティアなんです。奉仕。一つ例を挙げれば、第2の木曜日、いなかだて広報、県民だより等々来ます。川部には600枚ぐらい来るんですよ。それを仕分けして、A4の袋に入れて、35班あるそこに持って行く。そうすると、半日以上はかかるんです。それは行政の職員の方にも、そういうことは初めて聞いたということになるでしょう。今までは私もこういうのは言えませんでした。本当にそれを班長に持ってって、班長が配る。で、ある班長は80歳過ぎた班長、女性の一人暮らし

し。やらなければ、その班で都合悪いからやってるんです。皆さん、60の定年云々の問題じゃないんですよ。やっぱり行政をもう少し、光を当ててください。以上で、私の質問は終わります。

議長（平田隆人議員）

以上で、平川重廣議員の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。10時25分まで休憩いたします。

午前10時13分

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前10時25分

次に、2番、浅原尚子議員の一般質問を許可します。

浅原尚子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、浅原尚子議員の一般質問を許可します。

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

2番、浅原です。

私は「道の駅について」お伺いしたいと思います。先日、田植えも終わりました。皆様、本当に大変お疲れ様でございました。その田んぼアート事業も始まり、これからたくさんのお観光客を迎えるに当たりまして、私が気になるのはやはり衰退の一途をたどりつつある道の駅についてでございます。村民の皆さんも高い関心を持ってございます。そこで、以下の点について問います。

まず1点、道の駅の現状を詳しく教えていただきたい。御説明いただきたいと思っております。

議長（平田隆人議員）

浅原尚子議員の質問に対する答弁を求めます。

村長。

村長（品川新一）

ただいまの道の駅の現状についての質問ですけども、道の駅については、現在の状況や

今年度の予定としては、春からレストランの営業を中止していることと、今年度も引き続き舗装の補修工事を予定していることが主なものとなります。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

今年に関しては、レストランは無料休憩所。あまり人が集わないにも関わらず、舗装工事ということをおっしゃっていただけますけれども。レストランがなくなる。また、何年前ですかね、10年ぐらい前ですか、大型遊具がなくなる。それを現状として捉えたときに、この衰退する状況を想定できなかったものか伺います。

議長（平田隆人議員）

浅利企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。大型遊具がなくなるということは、その利用客、お子様連れの御家族が来なくなるといったことに対しては想定はしておりましたが、村としては田んぼアートのお客さんでゴった返すと思っておりましたので、それに関してレストランがこれだけ人が入らなくなるという、閉業に追い込まれるということまでは想定しておりませんでした。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

それを見て、急にレストランがなくなったわけではないですよ。お客さんが入らない、そういうような状況を調べるとか、そういう働きかけというものはしなかったのですか。

議長（平田隆人議員）

浅利企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、このレストランに関しましては、営業状態がですね、アイナックの子会社であるFMジャイゴウェーブという会社が営業しておりましたので、そちらの方にお任せはしておりましたが、状況は把握、村でも把握しておりましたので、いろんなカレー、土器カレーというものを作ってみたりですとか、集客に向けて村でも何度か相談もしたり、情報提供とか、そういったこともしておりました。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

様々なことをしたということですがけれども。でも、やっぱりレストランが閉まる、ジャイゴウェーブが閉局するという残念な結果になったわけということでございますよね。でも、それはすごい残念なことなんですけれども、このまま負のものにしていくわけにはいかないと私は思います。そこで、これからどのような展開を考えているかお伺いしたいです。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

今後の展開についてですけども、まずは営業を休止しているレストランについて、施設を活用した対策を講じて参りたいと考えております。来年度以降の施設管理についても、検討をして参りたいと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

それでは今までと同じではないですか。具体案とか、その施設に任せるだけではなく、村も関わっていく、そういうお考えはございませんか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

議員の皆様、御存知だと思いますけれども、広報に今現在、指定管理の募集をしております。令和8年4月の1日から令和13年3月の31日の5年間の指定管理募集するわけですが、これをですね、レストランは別個に考えて、切り離して、道の駅から切り離して、指定管理をさせたいと考えております。

今、アイナックの方で指定管理ありますけれども、そういう話を持っていったら、お金を取るよという、貸賃をもらって営業するような話をしておりましたけれども。その指定管理を受けてどうなるかはちょっと分かりませんが、一応、期日としては、私はとにかく田んぼアートも始まり、お客さんもいっぱい来るといいますので、その食堂に関しては早くやりたいなと考えておりますけれども、まだそこら辺募集はしておりますけれども、まだ決定という内容にはなっておりません。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

徹底されていないということが非常に残念でございます。田植えもした、たくさんの方が来るって分かっているのに、受け皿が何もできていないというのは本当に残念なことでございます。

では、3番目に移ります。看板・案内表示、それだけでいいとは思っておりませんが、インバウンド対策というものをどのように考えているか、どのように実施していこうと思っているかお知らせ願いたいと思います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

インバウンド対策については、一部でキャッシュレス対応しておりますが、多言語対応や免税対応など、まだまだ受け入れる環境の整備に課題があるものと思っております。他の道の駅の対応などを参考にしながら、インバウンド対策に取り組んで参りたいと考えております。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

それだけでは十分だと思わないんですよね。それは訪れやすい環境を整えるに過ぎなくて、いかに外国人が訪れたいかということをやはり真剣に考えていかないといけないと思うんです。環境を整える。でも、誰も来ないでは話になりません。外国人、いろんな方々が訪れたい対策というものを考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

この前の、こちらの役場前の田んぼもだいぶ外国人の方が多く来ていますし、当然、道の駅の方も外国人が多く来ると考えております。ですから、早めに対応して、他の道の駅も対応しながらですね、考えながらですね、参考にしながら、早めに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

やはりありふれた答えだけではなくて、熱意を持って。10年前、大型遊具なくなったときに、想定されていたと思うんですよね、そういうことも。ですから、やはりそこはなくなって人が来なくなってから取り掛かるのでは遅いのではないかと私は思います。

次に、2番目の質問に入ります。「誘致企業について」でございます。地域経済の活性化、従業員が転入したり、Iターン、Uターン就職、人口流出の減少抑制に繋がると考えられておりますが、企業誘致について村の考えを伺いたいと思います。我が村の誘致状況、村民の就業人数などをお知らせください。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

誘致企業、誘致状況と村民の就業人数については、令和7年4月1日現在で村内にある誘致企業は33社となっております。村民の就業状況としては、24社に105人が就業しております。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

はい、ありがとうございます。では、企業に対して村ではどのような助成や優遇措置を実施しているか、また、村のメリットをお知らせください。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

企業に対する助成や優遇措置を実施しているのか、また、村のメリットは何かについて、誘致企業に対する助成等としては、それぞれの一定の要件はありますが、田舎館村工場立地促進条例に基づく助成制度のほか、地域未来投資促進法や過疎地域における固定資産税の課税免除などがあります。

また、村のメリットとしては、地域経済の活性化と雇用の拡大、税収の確保などを期待しております。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

ということは、村ではメリットがあるということですよ。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

はい、そのとおりです。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

それだけメリットがあるということなのですから、これからもっとその誘致企業というものを広めていく、打開していく、そういうお考えはございませんか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

まだまだやりたいと思ってます。そして、知事の方にも助言をお願いして、田舎館村に誘致企業を回してもらえるよう、会ったとき話しておりました。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

話していただだけでは御説明にならないと思うんです。具体的にやはり、その話していたというのは。では、それを形にするというものは、いつ村民、誘致企業先、そういうものに周知していただけるのでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。今、村長が答弁したとおり県知事の方にもお話したその結果、県の方では県の誘致企業のデータベースというものがあまして、そちらに今度、村の2か所、工業団地で2か所空いてるうちの1か所が掲載される予定となっております。村としては、その県と協働して全国の企業に誘致したいと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

それは、それ任せになるということではないんですよね。村としても、やはり誠意を持って、企業先またはいろんなものに対して取り組まないといけないと思うんですけども、村としてやはりそれだけ、やれることってというのはそれだけなんではないでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。県の方でいろいろ県内市町村の担当者の会議とかありまして、そちらでいろいろと県の動きとか、それから市町村内の動きを情報を共有して、一緒に、例えば東京の方の企業誘致の会議と一緒に行って、誘致活動しませんかとか、そういった事業がありますので、そういったものを活用しながら、県と協働して頑張っていきたいと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

やはり少しでも良いことがある、メリットがある、可能性があるならば、やはり前向きに取り組んでいただきたいと思います。

では、3番目の質問に入ります。「若者が活躍できる、関心を持っている村づくりについて」でございます。若者の声をカタチにして反映させるため、子ども議会、ユースモニター、若者の視点から地域活性化施策を立案するワーキンググループ活動が全国的に広がっております。このことから、以下の3点について問いたいと思います。

これまで村では過去このような取り組みを行ってきたのでしょうか。また、このような活動をどう考えるかお聞かせください。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

過去の取り組み、このような取り組みをどう考えるかについてですけども、過去に村で若い方を主体としたユース政策モニターなどを開催して、意見聴取をしたことはありません。また、市部等においてユース政策モニターを開催している事例は把握しておりますが、ワーキンググループだけではなく、様々な意見聴取の方法があるものと感じております。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

では、どういう形で声を聞けると村長はお考えですか。ユースモニター以外にいろいろ声を聞ける形があると今おっしゃいましたけれども、では、どのようなことで若者の声を吸い上げると考えていますか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。まず、ユース政策モニター、子どもモニターが今、国の方で盛んに進めておりますけども、そちらの方はいわゆる政策の立案であるとか、そういったところも含めた考え方でございます。若者の声を聞くということに特化するのであれば、いわゆるアンケートであるとか、いろいろなそういった方法もこのモニター事業にも含まれておりますので、そういった形というのものもあるのかなというふうには考えてございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

では、村としてもそういうアンケートをしたりする、若者の声を聞くというお気持ちはあるのですか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、次の質問等々にかぶってくる答弁ではございますけども、今までも村として政策等やる場合にはですね、そのような形でアンケートをとった例というのも実際ございますので、これからそういったいろいろな方法っていうのも参考にしながらやっていければなというふうには考えてございます。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

では、2番目なんですけれども、若者の感性で地域発信、若者が活躍できる関心を持てる村づくりの実現に向けて村でできることは、というのに関しては、先ほどのアンケートという、等々ということなんですけれども、それを今までやっていない、それにアンケートだけでは駄目だと私は思うんですけれども、その他の方法というものは考えていますか。具体的にお知らせ願いたいです。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

2番目の質問ですよね。若者の地域発信、若者の活躍や関心を持てる村づくりの実現に向けて、村でできることは何かについてですけども、若い方の地域発信の方法としては、個人的にSNS媒体を活用して、村の観光や歴史などを発信していただければと思っております。また、村のまち・ひと・しごと創生総合戦略を計画し、計画の点検をする際には、村内企業に勤務している方や農家、保育士など様々な分野の若い方々に参加の依頼をしながら、有識者会議を開催しており、村の政策に対して若い方の意見を反映しております。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

計画があるということですがけれども、そこ、それはやはり若い世代の望んでいることがそれによって現在反映されているのでしょうか、そういう計画に対してでも。そこをお聞きしたいです。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。ただいま答弁に出ましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に関して言えば、幅広いアンケート調査をしております、その結果を基に有識者会議で計画に載せるものを検討し、計画を策定しております。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

このようなソフト面の問題については、考えているだけでは進まないと思うんですね。実行に移さなければいけない、意味がないと思いますので、ぜひとも若い世代の声を汲んでいただきたいと思うのです。

3番の若者からの声をどのようにして聞き、カタチにしていくのか。これからどうしていくべきか。村長のお考えをお聞きしたいです。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

声をどのように聞き、カタチにしていくのかについてですが、ユース政策モニターの方法にはワーキンググループに限らず、アンケート調査などもあります。過去に村でも様々な計画や政策を決定する前に広く村民の意見を募り、村民の意見を決定に反映することを目的としたパブリックコメントを実施しております。若い方が簡単に行政に参画でき、村政への関与意識を高めるため、意見聴取の目的や対象の世代を絞ったアンケートモニターも良い方法であると思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

浅原議員。

2番（浅原尚子議員）

どこの自治体もやはり人口減少、若者の流出が問題になっています。それでもやはり何もしないっていう。他の自治体では一生懸命なっている。そこでやはり、田舎館村もそれを見ているだけしておくのは、やはり問題があると思います。何を考え、何を望んでいるのか。生の声をしっかりと聞いて、本当の村民のための村民主体の政策、問題解決に繋げていただきたいと考えます。私の質問は以上です。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、浅原尚子議員の一般質問を終了いたします。

次に、4番、田澤隆議員の一般質問を許します。

田澤隆議員の一般質問の方式は、一問一答方式です。

自席において、田澤隆議員の一般質問を許可します。

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

4番、田澤隆です。議長のお許しをいただきましたので、私から質問させていただきます。

それでは、1「学校給食と食物アレルギーについて」。近年では全国的にアレルギー症状を訴える人たちが増えているそうです。その原因も多種多様で大変辛いことと思います。特に成長期にある児童・生徒の食物アレルギーとなれば、その後の生活や心身ともに健康的で有意義な学校生活にも悪影響を及ぼしかねません。このようなことから、以下の4点について伺います。

1、現在、小・中学校で食物アレルギーの申告人数はどのような状況か伺います。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

お答えいたします。小・中学校で食物アレルギーの申告者数については、小学校36名、中学校15名となっております。

議長（平田隆人議員）

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

今、人数把握させていただきました。給食センターができてからですね、調査、確認していると思うんですけども、この人数の増減に関する状況はどのような推移をしていると思われませんか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、人数の増減なんですけど、申し訳ございません。ちょっと調査に関しては、資料用意しておりませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

ぜひ課長、できることであれば、お知らせいただきたいと思います。

2番、学校給食センターではどのような対策をしているのか伺います。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

学校給食センターではどのような対策をしているかについて、アレルギー物質を除去、代替した対応食は、現在の施設の規模や調理員の体制などにより、十分な対応はできていないため、特に実施しておりません。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

ちょっとびっくりしたんですけれども、それであればおかずの数が他の生徒よりも一品少ない、二品少ない、そういった状況であるということですかね。代替食や除去食を提供する、こういう、今後考えはありますか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。先ほど教育長が申したとおりアレルギー物質を除去した、代替した対応食は、現在の施設の規模とか調理員の体制によれば、現在の申告者数に対してちょっと対応できるような状況にないということでございます。今後に関しても、今のところは検討していないということです。後ほどの質問とちょっと、答弁がちょっと重なる部分があるんですけれども、そういったアレルギーの食品が出た場合は、除去するというのと、必要に応じて弁当を持ってきてもらうと。仮に弁当を持ってこない場合であっても、除去したときに他のおかずとか、あとは主菜だとかでちょっと多くして、それで対応しているということでございます。ですので、その栄養面に関しては、少しは不足になるかもしれませんけれども、対応できているものと私ども考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

文科省から、学校に挙がってきているアレルギー対応のガイドライン、そういうものがあると思うんですけれども、私も目通しましたけれども、非常にこと細かくたくさん書いてありました。ずっと読んでいって、結論としては学校側と保護者の情報や知識、こういうものの共有、これが一番大事な予防策かなというふうに感じたわけなんですけれども。

そこで、専門家を招いて学校、給食センター、それから保護者や、あと食物アレルギー等について知識を得たいと思うような村民を対象とした講演会なり、そういう説明していただける場を開催するというような考えはありませんか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

村民とか一般の方たちも含めた、対象とした講演会ということなのですが、現在のところそういう広い部分での講演会というのは考えておりませんが、例えば学校の集会とか、そういった部分でアレルギーの対応については説明をしておりますし、その対応の方法について学校給食センター、あとは教職員の先生、あと保護者と情報共有しながら、栄養のことも含めながら、対応して参りたいということで伝えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

そういう学校から伝わってくるものに関しては、例えばこういったA4の紙に情報が書かれてくるだけなんです。それに沿った中であれば対応できる保護者もいると思うんですけども、この食物アレルギーとなれば、いろんな食品に関する部分があてはまってきます。そういった部分のことを踏まえた、そういう専門的なその声を聞きたいわけです。こういう文章だけで保護者に納得してもらわんじやなくて、もっと距離感を近づけたような状況で、そういう場を提供していただきたい。そういうふうにして思って、今質問させていただきました。できることであれば、何かしらの形でそういうのを開催していただきたいと思います。

続きまして、3番の質問に入ります。アレルギーを引き起こす食材を使用したおかずが出た日は、その子にはどのような対処をしているのか伺います。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育課長（工藤義明）

アレルギーを引き起こす食材を使用したおかずが出た日は、どのような対処をしているかについて、小中学校では食物アレルギーがある児童生徒の保護者へあらかじめ原材料を記した献立表を毎月配布して、除去が必要な食品の調査をした上で、調査結果を学校内で情報共有を行っております。アレルギーを引き起こす食材を使用したおかずが出た場合には、学級担任及び栄養教諭、養護教諭などの指示や児童生徒自身の判断で、必要に応じて給食から原因食品を取り除く対応しております。

また、給食を食べることができないと判断した場合には、事前に弁当を持参するように

指導しております。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

代替食や除去食を提供していないというようなお話も先ほど出ました。その場合のカロリー、総カロリーであったりとか、栄養的な部分に関しても若干はその減少している部分はあるかもしれないですけども、その他の部分で補っていると。これ給食費、無償ではありませんけれども、そうなった場合、結局金額的なもの、結局少なくこの生徒には少なく給食費かかってますよとか。そういう部分を解消するために、例えばそういう方には一部ゼリー、栄養が不足な場合に飲むようなゼリー等、そういうものの提供ということは考えてないでしょうか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。確かにその部分を除去するというので、その子に対しては食品が行き渡らないということになりますので、その分で学校給食費に関しては、支払った部分、負担した部分の食材費は出てこないという考え方はもちろん分かりますけれども、現在のところは、やはり新しいそのアレルギーの子に対して新たに用意するということは、現在の体制ではちょっと難しいのではなかろうかというふうに考えております。しかしながら、牛乳ですね。牛乳に関しては、アレルギーある子に関しては、麦茶ですね。飲み物に関しては、代替りのものを用意して対応しているということでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

はい、ありがとうございました。

続きまして、4番です。もし重篤なアレルギー症状が出たときの学校の対処はどのよう

にするのか伺います。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

学校では、アレルギー調査から重篤な症状が想定される場合に備え、保護者、医療機関と連携して、個々に応じた計画書を作成し、教職員で情報共有した上で、誤食のないように対応しております。それでもなお誤食事故が発生し、重篤なアレルギー症状が出てしまった場合には、食物アレルギー緊急時対応マニュアルに沿って、いつでもどこでも迅速に対応できるように、校長を通して全教職員に対して指導しております。以上であります。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

今までそういったアレルギー症状による救急搬送、あるいはまた軽い症状でも子どもさんからですね、報告等は挙がってありましたか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。まず救急搬送されるような重篤なアレルギーというのは、お話は伺っておりません。軽微な部分に関しても、それに関しても、特に特段伺っていないということでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

軽い症状であっても後々症状が重くなるという場合もありますので、ぜひ注意をしてい

ただいた上で、子どもたちが毎日楽しみにしている給食ですので、ぜひその辺はこれからも予防対策をしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして2つ目の質問です。「雪害を受けた農家への支援について」。記録的な豪雪から半年が過ぎました。被害を受けた農家も夏、秋の収穫に向け、農作業に勤しんでおります。しかし、被害を受けた時点で収穫量の減少、所得の減少が明白であります。このようなことから以下の1点について伺います。被災農家への具体的な支援状況はどのようになっているのか伺います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

「雪害を受けた農家への支援について」。その支援状況については、現在、検討している農家支援は、りんご等の苗木の購入費用に対する助成を予定した苗木30本から50本まで拡大することと、県の支援策である農業用ハウス等の修繕、再建及び撤去に必要な経費の支援、農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業に村の助成金を嵩上げして対応したいと考えております。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

確かにりんご農家には国、県からいろいろと補助支援がありまして、新聞等にも何回も掲載されておりましたし、村でも農事実行組合を通して農家さんにそういう文章が配布されました。とても早い対応をしてくれたと思っておりますし、りんご農家さんもいくらかは安堵しているのかなというふうに思うんですけども、ビニールハウスの被害農家に関しては、支援策がまだ一向に実施されていない。計画はそのように上がっていると思うんですけども、実施状況にはならず、もはやハウスでも来年度についてですね、もう計画もちょっと目処つかないというような声も聞かれておりますし。その辺、半年になりますけれども、逆から言えばもう半年後にはああいった状況になるんだということを考えれば、その辺はスピード感を持ってちょっと実施していただきたいんですけども。課長どう思いますか。

議長（平田隆人議員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

議員おっしゃるとおりなんです、県事業の要綱が今月の上旬に施行され、通知される予定となっております。まだ届いておりませんが、詳細が分かり次第、速やかに苗木の購入の補助と今のビニールハウスの再建の支援策と一緒に予算措置し、速やかに対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（平田隆人議員）

田澤議員。

4番（田澤隆議員）

1次産業、田舎館村にとっては非常に大事な産業の一つですので、ぜひともその辺は農家に関わる部分、手厚い支援をお願いしたいと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、田澤隆議員の一般質問を終了いたします。

3番、中山勝晴議員の一般質問を許します。

中山勝晴議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

中山勝晴議員の登壇を許可いたします。

3番、中山勝晴議員。

（中山勝晴議員 登壇）

3番（中山勝晴議員）

議席番号3番、中山勝晴です。議長のお許しがありましたので、壇上にて一般質問を行います。

それでは、質問いたします。

1 「しごとの創生・ひとの創生・まちの創生について」。4月18日の産業経済常任委員会で、各課の課長の丁寧な説明をお聞きしました。その中の第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（概要版）について質問させていただきます。

①自然と共生する元気な・いなかだて（しごとの創生）について。農業の付加価値と工

業・商業など産業を振興するの中に、主な個別施策で産品づくりとあります。

(1)ごはんの友選手権などを開催してはどうか。

(2)農業基盤整備の促進とあります。現在は大型区画が5町歩からできると聞きました。

各地区会に大型区画化を進めてはどうかお伺いいたします。

②若者がいきいきと輝く・いなかだて（ひとの創生）について。

(1)結婚・出産・子育て・教育を切れ目なく支援するとあり、その中に出会いの場の確保とあります。弘前のヒロロでやっております出会いサポートセンターですが、村民の参加者は何人か。その内カップルは何組できたかお聞きします。

(2)移住、定住を促進するに空き家対策の推進とあります。前回にも質問いたしました、空き家の貸借を進めてはいかがかお伺いいたします。

③村民の笑顔あふれる・いなかだて(まちの創生)について。

(1)地域の安全性を高め、安全な暮らしを持続させる主な個別施策で、冬期間の雪対策などの拡充とあります。そこで、流雪溝の要望もあります。各地区から要望が上がれば、作っていただけるのか、お伺いいたします。私からの質問は以上です。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

中山勝晴議員の質問に対する答弁を求めます。

村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

中山勝晴議員の一般質問にお答えいたします。御質問の1項目め「しごとの創生について」の1点目、ごはんの友選手権を開催してはどうかについては、過去におにぎりコンテストを実施したことがあります。ごはんの友というと一般的にごはんを美味しく食べるための副菜であり、ふりかけや佃煮、海苔や納豆など幅広いものが想像されます。あまりにも対象となる種類が多く、公平な審査ができるのかを考えると開催するのは難しいものと考えております。

2点目、各地区会に大型区画化を進めてはどうかについては、農地の大型区画化は農地の集積・集約を進め、排水対策や水管理の省力化に繋がる事業ですが、地元農家の意思統一が図られていないとこの事業は円滑に進みませんので、地元農家の方々の要望を受けてから進める事業と考えております。

2項目め、ひとの創生についての1点目、出会いサポートセンターでの村民の参加者数

とカップルの成立数については、弘前広域出会いサポートセンターに登録をしている方は、令和7年3月現在で男性が5人、女性が1人となっており、成婚に至った話は確認されておられません。

2点目、空き家の貸借を進めてはどうかについては、弘前圏域空き家・空き地バンクでは、売買物件と賃貸物件に分けて空き家の登録をすることができますが、村内の空き家で賃貸物件として登録をしている物件はありません。

また、空き家の管理は所有者にありますので、村が空き家・空き地バンクの利用を紹介することはできても、管理方法の強制はできないものと考えております。

3項目め、まちの創生についての各地区から流雪溝の要望があれば設置できるのかについては、冬季間に大量の水を流しますので、水路から水が溢れるなど二次災害が起こらない構造とすることが必要であるとか、その水の排水先が確保できる場所であるとか、様々な問題や高額な予算の問題を解決できるのであれば、検討したいと思います。以上で、私からの答弁を終わります。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

答弁漏れはありませんか。

再質問を許します。

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

産品づくりの件ですが、前回にも質問したのとお答えは同じであります。でも、例えば、村にはトマトやいちご、りんごなど特産物があります。それをフリーズドライにすれば、ふりかけの原料にもなるし、また、村内外から募集すれば、いろいろなアイディアの産品が集まると思います。村でもジュースやドレッシング、黒ニンニクなど、民間の商品はありますが、まず田舎館村は米の村であります。また、集客力を高める取り組みの推進として、田んぼアートの発展の一助になる産品を作れればと思って、今質問したわけあります。村長からの答えでいけば、いろいろなものができて、把握できないと言いますけれども、田んぼアートのお昼のおにぎりにふりかけでもラー油でもかけて、そういうイベントをやったらいかがでしょうか。村長、産品づくりやりましようの鶴の一声、期待いたします。

また、(2)農業の基盤整備ですが、高田地区の大型区画を見ますと、見事な農地になりました。何やら5ヘクタールから大型区画ができるようなお話を聞きました。また、遊休農

地の解消にもなりますし、ぜひ村として進めていってもらいたいと思っております。

1回終わって、いいですか。しごとの創生で。産品づくり。村長のこの産品づくりやりましようの鶴の一声、期待しています。いかがでしょう。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

産品づくりですけども、やればやれるに越したことはないですけども、いろいろ検討する余地がある、ほんとあると思います。そこら辺を含めた上でどうするのか、これから今後考えてみたいと思います。

議長（平田隆人議員）

中山議員。

3番（中山勝晴議員）

ぜひ、御検討よろしく願いいたします。

それでは、次の②ひとの創生についてですが、参加者は村で男5人、女1人ということで、だいぶ少ないようですけども。ヒロロの出会いサポートセンターに参加しない、また、参加したくてもできない方々もおると思います。私の知り合いに33回お見合いして、お嫁さんをももらった人がいます。33回ですよ。そのような話をもって来てくれるかっちゃんたちがいたわけです。私の知っている二組の方も近所のかっちゃんたちがお世話してくれたおかげで、一緒になれたわけです。村長、そこで「大きなお世話かっちゃん隊」などを組織してみてもどうでしょうか。いかがですか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

今の話ですけども、昔は確かにお見合いという形でお見合いするためには、そういう人たちがいっぱい、何といいますか、紹介したりして、一緒になった人たちがいっぱいおりますけども、今現在そういうふうな形でものを進めるのはなかなかいないんじゃないかと思えます。ですから、そういう何て言いますか、かっちゃん隊、お母さんたちとか、そうい

う仲人の人たちは、今の時代なかなかそぐわないのかなと考えています。以上です。

議長（平田隆人議員）

中山議員。

3番（中山勝晴議員）

確かに私もそう思いますけども、誰かがやらないと行政が主導権を握って動くか、誰かがやらないとまず、内気な人と言えば失礼ですけども、こういう出会いサポートセンターに参加したくてもできない人が本当にいるわけです。できればね、こういう本当に大きなお世話でありますけれども、このような組織を少し考えてもらいたいと思います。

また、③のまちの創生についての流雪溝の件ですけども、本当に今年は特別ですけども、雪が多くて、お年寄りが雪の捨て場に困ってしまっていると。そこで流雪溝を作ってもらえねえもんだべがへと。そういう声が多々、何件も聞こえております。ぜひ、なかなか水の件でありますので、作るのは経費もかかるでしょうし、作る場所も限られていると思いますけども。できるところは、何とか村としても、少し考えてやってもらいたいと思います。いかがですか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

この流雪溝に関して、私どもの方にちょっと最近は特に要望とかはありません。仮にあるとすれば、やっぱりその状況とかも把握して、調査とかしてってというような形になるかと思えます。今現在、村では除雪、排雪とかに関しては、現在の形で重機とかを使ってやっておりますので、そういうふうなところがあるようであれば、そういうお声をいただければ、少しその辺は考えた上でというようなことになるかと思えます。はい、以上です。

議長（平田隆人議員）

中山議員。もう一問。

3番（中山勝晴議員）

どうもお答えありがとうございます。

今、私の質問した件に関して、何とか御検討のほどよろしく願いいたします。私からの質問は以上です。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、中山勝晴議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、小野正幸議員の一般質問を許します。

小野正幸議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、小野正幸議員の一般質問を許します。

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

5番、小野正幸です。この度はまた議長の御許可をいただき、質問をさせていただく機会を設けていただきました。大変ありがとうございます。私の方からはちょっと、今年の豪雪に関する空き家の問題等々、話をお伺いできればと思って質問させていただきます。

1、「空き家の現状及び今後の対応策について」。今冬の豪雪被害に見舞われた村民の皆様には、改めてお見舞い申し上げます。雪が消えた後の状況を見ますと、被害の状況もさらに目にするようになりました。何度も諸先輩から一般質問で取り上げていただいておりますが、私からも空き家についての村としての対応策を改めてお伺いします。

(1)今後、自然災害、例えば台風等による周辺の民家への影響、被害等は考えられないかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

台風や自然災害による周辺住民の影響についてですが、老朽化した空き家が台風などの自然災害により周辺に悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

また、住宅に人が住んでいても住んでいなくても、管理不足により近隣に損害を与えた場合は、ほとんどの場合、その所有者が責任を取らなくてはなりません。村では空き家の調査結果や危険な空き家の情報が寄せられた場合には、その所有者に現状と危険性を伝えながら、これからも指導や助言に努めて参ります。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

今、建物の所有者に現状を報告して、対応策を考えるということでございましたが、こちらからの要望に対しての、所有者からの返ってくる回答とかっていうのは、役場の方で把握してるものでしょうか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

数として正確な数字はちょっと申し上げ、今手元にないんですけども、なかなかやはり難しいと。回答として返ってくるものは数件というような状況でございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

私も空き家がどのくらいあるのかというのは、はっきり把握しておりませんが、今、数件の回答しか返ってこないとなると、その他については、荒れれば荒れっ放し、それをその隣近所にいる方にしてみれば、非常に怖いと言いますか、どうにかならないものかというふうな思いでおられるかと思えます。そういうことを考えたときに、できれば1件でも2件でも、村としての、村の関わりを持ちながら、さらに安全面ということで考えてもらえればと思えますが、それを推し進めていくというお気持ちはございますか。今現在の状況でいいとお考えですか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

議員が今おっしゃってることは、行政代執行とかそういった話なのかなというふうには理解しますが、今現在、村としては状況なかなか変化させることは難しいんですが、丁寧に説明、通知、そして被害が出た場合は賠償責任とかそういったこともあるんですよ

というような形での周知というか、お知らせを丁寧にやっていきたいというふうに思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

ありがとうございます。引き続き、今、近隣の方に不安が少しでも和らげるような、和らいで安心して暮らしていけるような状況ができればいいかなと思います。

今、行政の代執行というお話が出ました。この判断基準というのは、やっぱり最終的に誰もやらない、誰も所有者そのもの、誰が所有者なのか分からない、そういう状況での代執行とか、そういうふうな考え方になりますか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

それをやるためには、まず特定空き家として、村として認定が必要になります。特定空き家、そうすれば何なんだということになるかと思いますが、周囲に悪影響を及ぼして、もう危険がもう本当に逼迫しているというような状況を、その他諸々いろいろと判断した上で、空き家対策の協議会の中でそこを認定していくというようなことになります。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

それこそ空き家はこれからますます増えてくるのかなと思います。ただ、世帯も分離して、新しい家もまた建ってるのもこれまた事実かと思います。ただ、空き家をそのままにしたときに、やっぱり心配事が、その付近の住民に及ぼすというのは、少し行政でもやっぱり考えていかなければならないかなと思います。空き家としての、これが空き家だという基準というものはどの辺で捉えていますか。ちょっと難しいかもしれませんが。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

数年に渡り人が住んでないところだと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

それは特定空き家に限ってですか。限らずですか。例えば、年に一度とか、何年かに一度とか帰ってきて、そのうち帰って来られなくなったと。そういった場合についてはどのようにお考えですか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

管理しているようであれば、空き家とは認識しません。そこに人住んでなくて、ずっと管理できてない状況だというようなところであれば、空き家かなというふうな判断になるかと思います。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

今の管理の、くどいようですけど、管理の基準ってどこにあります。ただ、例えば、盆、正月、こちらの方に、もしくはもう住めない状態でありながら、友達のとこさ来て、ちょっと寄ってみたというふうな形でも、そういうふうには捉えられますか。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩します。

午前11時28分

休憩を解き、会議を再開いたします。
建設課長。

午前11時29分

建設課長（中村甲一郎）

すいません。空き家は何かと、人が住んでなくて、使用されていない建物ということになるかと思います。はい、よろしいでしょうか。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

ということであれば、先ほど私が申したことについては、やっぱり今後、やっぱり考えていかなければ、その基準といいますかね、そこはちょっと考えていかなければいけない事柄かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて2番の、先ほど空き家バンクについては、賃貸はないという御答弁でしたが、空き家バンクへの登録状況が分かれば、お知らせいただきたい。村としての登録状況が分かれば、お知らせ願ひたいなと思います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

空き家バンクの登録状況について、弘前圏域空き家・空き地バンクに登録されている物件は、売買物件の空き家が6件、空き地は3件であります。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

この空き家の6件、空き地の3件というのは、ちょっと村を見て歩くといひますか、村

を歩いている中ではすごく少ない数ではないかなというふうに思います。これらをやっばり何とか所有者の方とお話して、バンクに登録してもらおう。そういうふうな方向をとれば大変いいのではないかなと思います。空き家も見ていると2年、3年入ってないと、かなり中も傷んでいると思います。木は生き物だといいますけれども。ということで、例えばそういう自分は住まないんだと、所有者とお話の中で自分が住まないんだと、だけど住んでくれる方があれば、お譲りしたい、もしくは、その空き家をもって皆さんに民泊みたいな形で対応等ができれば、また建物も住宅も生きて参りますし、田舎館村には宿泊の施設がございません。そういうようなことを考えたときに、こちらの方もお話の中で、ちょっとこうやっていける、そういうものがあればいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。空き家・空き地バンクに関しましては、広報等にも載せておりますし、窓口等でもパンフレット等を用意してPRを図っているところですが、なかなか全体に行き渡っているかといえば、そうでもないと思います。ですので、そのPRに関してはこれからもいろんな手段を使ってPRしていきたいと思っておりますし、もう1点、民泊のお話になればですね、これはまた先ほどから所有者の意向というものがありますので、そのバンクに登録するのも所有者の意向でありますし、活用の仕方に関しましてはその所有者の意向が全てになってますので、こちらから情報提供はしますけども、こうした方がいいんじゃないかとか、そういった強制はできないものとなっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

はい、ありがとうございます。所有者の方とぜひともお話していただいて、でき得るならばそういう方向に持っていければ、建物も生きて参りますし、所有者の方へも管理の面で使っていただけるというふうなことがあれば有効利用になると思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

この3番の村内の人口減少に伴う空き家が存在していると捉えていますが、そのことへの話し合い等を行われていたかお伺いしますというのは、先ほど所有者の方とお話しているということで、例えば、役場の中で相互間で、関連する部署で、こういう話が行われているのかというのは、どうでしょう。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

空き家についての話し合いについてですが、村内の空き家に関する対策を協議するため、田舎館村空き家等対策協議会を設置しておりますが、委員の皆様には空き家の調査や調査結果の検証、特定空き家の認定など、様々な審議をさせていただいております。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

ありがとうございます。それこそ、そのまま放置ではなく、皆さんが状況を鑑みてやっ
ていただいているということでは、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番の「災害対策拠点となりうる公共施設整備について」にお伺ひします。村内各地区にある集会施設等は災害時拠点となり、コミュニティの場として今後も必要と考えます。村としての対応策をお伺ひします。

(1)現施設は村から移管されて現在に至っていると思ひますが、何分にも建物の耐用年数を超えているものもあり、今冬の豪雪により被害を受けている施設もあることから、村として集会施設の整備について、今後の方向性をどのように考えているかお伺ひします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

「公共施設整備について」、集会施設の整備についての方向性についてですが、各地区の集会施設の整備については、田舎館村地区施設等整備事業補助金交付要綱において、施設の改築や増築、改修など工事内容ごとに補助金を設定して対応しております。この考え方

に変わりはありません。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

補助金を出していただけるということは大変ありがたいと思いますが、地区においては、なかなか補助金の他に、その建替えるまでのお金を出すというのは大変厳しいものがあると思います。件数の多いところ、件数の少ないところでまちまちだとは思いますが、ただ災害拠点となると考えているとすれば、やっぱりこれらも、今、資材等も上がっている中での今、私の質問ですが。今、破損している部分、それらについてもなかなか住民からその部分についてどうのこうのっていうところまで、まだいってないのが現状だろうと思います。そこで、やっぱり今後10年間の中で整備していくという文言もありますんで、10年も多分待ってられない施設もあろうかと思えます。そこは適時にお話を聞いていただいて、対応をできればなというふうに思えます。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。今の補助金に関しましては、前回の定例会に平川重廣議員からも同様の御質問があったかなというふうに考えておりますけども。その後、建替え等に係る補助内容について、今現在、検討をしている最中ではございます。ただ、今年度の春闘においても、賃金のベースアップ等々を図られたこと等によって、おそらく物価の高騰というのはこれからも続くんだろうなというところもございまして、今まだその金額的な部分で落としどころといたしますか、決めるところまではまだちょっと至ってないという状況でございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

小野議員。

5番（小野正幸議員）

前回、平川議員が質問したのにタブったような形になりますけれども。ぜひとも、今検

討中ということでしたので、いずれまたその検討の内容をお伺いしたいと思います。できれば早急にという思いではありますが、財政のこともありますので、そこはこれからの推移を見ながら進めていければなと思います。ということで、今後とも一つよろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わります。

散会

議長（平田隆人議員）

以上で、小野正幸議員の一般質問を終了いたします。

これをもって、一般質問を終結いたします。本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、散会いたします。

御苦労様でした。

午前11時40分 散会

議事日程第3号 令和7年6月6日（金） 午前9時開議

- 第1 議案第25号 専決処分の承認について（専決第4号）
- 第2 議案第26号 専決処分の承認について（専決第5号）
- 第3 議案第27号 専決処分の承認について（専決第6号）
- 第4 議案第28号 専決処分の承認について（専決第7号）
- 第5 議案第29号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第30号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第31号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第32号 令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第33号 令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第34号 黒石地区清掃施設組合規約の変更について
- 第11 議案第35号 黒石地区清掃施設組合の解散について
- 第12 議案第36号 弘前地区環境整備事務組合への加入について
- 第13 議案第37号 田舎館村教育委員会委員の任命について
- 第14 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第15 報告第2号 令和6年度田舎館村下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第16 報告第3号 令和6年度田舎館村水道事業会計予算繰越計算書について
- 第17 報告第4号 株式会社アイナックの経営状況について
- 第18 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- 1番 阿保 勇 人
- 2番 浅原 尚 子
- 3番 中山 勝 晴
- 4番 田 澤 隆
- 5番 小野 正 幸
- 6番 平川 重 廣
- 7番 品川 正 人
- 8番 平田 隆 人

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川新一														
副	村	長	金枝尚明													
教	育	長	工藤義明													
代	表	監	査	委	員	平川正敏										
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	阿保則雄						
農	業	委	員	会	会	長	白戸陽平									
総	務	課	長	兼	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	阿保春仁
税	務	課	長	佐々木貴詞												
住	民	課	長	鈴木勝												
厚	生	課	長	竹内哲也												
産	業	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	工藤和裕		
建	設	課	長	中村甲一郎												
企	画	観	光	課	長	浅利高年										
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	小野淳也						
学	校	教	育	課	長	上田貴光										
生	涯	学	習	課	長	佐藤勝彦										

出席事務局職員職氏名

事	務	局	長	相坂朱美
主	査	福士貴子		

開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第3号」により進めます。

議案第25号 専決処分の承認について（専決第4号）

議長（平田隆人議員）

日程第1 議案第25号専決処分の承認についての、専決第4号令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第13号）の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第25号の専決第4号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号の専決第4号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

議案第26号 専決処分の承認について（専決第5号）

議長（平田隆人議員）

日程第2 議案第26号専決処分の承認についての、専決第5号田舎館村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第26号の専決第5号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号の専決第5号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

議案第27号 専決処分の承認について（専決第6号）

議長（平田隆人議員）

日程第3 議案第27号専決処分の承認についての、専決第6号田舎館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第27号の専決第6号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号の専決第6号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

議案第28号 専決処分の承認について（専決第7号）

議長（平田隆人議員）

日程第4 議案第28号専決処分の承認についての、専決第7号田舎館村承認地域経済牽引事業のために設置される施設に関わる固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第28号の専決第7号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号の専決第7号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第29号 令和7年度田舎館村一般会計補正予算(第1号)

議長(平田隆人議員)

日程第5 議案第29号令和7年度田舎館村一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算事項別明細書、歳入、第14款国庫支出金の質疑を願います。

5番、小野議員。

5番(小野正幸議員)

小野です。私の方からは三つばかり質問させていただきます。

8款土木費、2項融雪対策費、3目。

議長(平田隆人議員)

暫時休憩します。

午前9時07分

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前9時07分

第15款県支出金の質疑を願います。

第19款繰越金の質疑を願います。

第20款諸収入の質疑を願います。

歳出、第1款議会費の質疑を願います。

第2款総務費の質疑を願います。

総務管理費から統計調査費までありますが、質疑ありませんか。

第3款民生費の質疑を願います。

第4款衛生費の質疑を願います。

第6款農林水産業費の質疑を願います。

第7款商工費の質疑を願います。

第8款土木費の質疑を願います。

質疑ありませんか。

5番。

5番（小野正幸議員）

大変不慣れで、申し訳ありません。御迷惑おかけしました。

第8款土木費、2項3目14節の消融雪取水ポンプ取替工事費1,298万なんですけど、できればこの工事箇所、それから取替えに至る要因と言いますか、そちらの方をお知らせいただければと思います。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

消融雪取水ポンプ取替工事の箇所ということですけども、こちら川部地区の融雪溝のポンプで、取替えの要因ということですけども、2月の中旬にこちら故障しまして、築30年ほど経っている施設でございまして、その取替えということで、ポンプ、その他付随する設備の交換をするということでございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

消融雪やってるところは川部地区のみでしょうか。それと、30年ということで、耐用年数を超えての劣化による取替えというふうな形で考えてよろしいでしょうか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

村内で融雪している箇所は、大根子と高田もございまして、30年経ってますので、経

年劣化ということによろしいかと思えます。以上です。

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

第9款消防費の質疑を願います。

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

9款の1項消防費の、3目の消防施設費の14節、この消火栓の取替えなんですけども、1,133万ということで、普通ただこれだけでは何か所なのか、1か所なのか、お分かりでしたらお願いします。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。今回、消火栓の設置工事としてあげさせていただいたのは3か所でございます。川部地区、二津屋地区、高田地区の3か所を予定してございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

この3か所、折角なんで、立ち上がったのじゃなく、平面にしたとかはありますか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、地下の方に埋めている地下式のものではなくて、今までと同じように立ち上がっている状態のものを考えてございました。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

今年の冬もだいぶ雪が多くて、消防団も消火栓の周り、除雪もなかなか進まないんですけども、これから新しくするのは地下式にする予定はありますでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

雪の関係でありますので、場所によっては逆に雪かきをしなければならないとか、そういったこともございますので、その場所、場所によって検討していきたいと思っております。以上です。

（平川重廣議員から「ありがとうございました。」の声あり）

議長（平田隆人議員）

他にありませんか。

第10款教育費の質疑を願います。

教育総務費から保健体育費までありますが、質疑ありませんか。

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

10款第4項2目12節のイルミネーション事業関連業務委託料49万5,000円ですか。これ当初予算に盛り込まれていないで、今補正ということで出てきたんですが、これは当初予算に盛り込まれない予算だったのか。もしくは、その時点でもう盛り込まれて良い予算なのか。まず今の補正に盛り込んだ経緯とございますか、ちょっとお知らせ願えればなと思います。というのは、イルミネーション、冬場ここ何年かずっとやっていた事業であろうと思います。そういう事業であれば、継続してやっていいのかなと思いますし、当初の予算に組み入れてもいいのかな。一つイベントと考えれば、ちょっと分からない部分もあるのかなとは思いますが、そういったので経緯をちょっとお知らせ願えればなと思います。

議長（平田隆人議員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

はい、ただいまの質問にお答えいたします。イルミネーション事業につきましては、助成事業の申請をしております、そちらの関係で今回事業費が確定したことから、6月補正で事業費の方を見てございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野議員。

5番（小野正幸議員）

今の事業費というのは、予定されない額ってような感じになりますかね。当初から申請しないとその部分が出てこないという。村単独でやってる事業ではあるんだけど、お金がかかることなので、なかなかそのところへ進めていけないという考え方なんですか。当初の予算に組み入れるまでに至ってないということなんですか。

議長（平田隆人議員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

はい、ただいまお答えしました助成事業というものがですね、こちらむつ小川原地域産業振興プロジェクト支援事業というものにイルミネーションの事業の方を申し込んで、申請しております、その採択によってですね、事業費の方変わってくるということで、今回採択になりませんでしたので、単独費で事業費の方見てございました。これが採択になった場合は、他にもいろんなイルミの種類とかですね、やるものが多くなるという予定はそういういろいろあるんですけども、その事業費によって変わってくるということで、今回採択にならなかったの、この単独費で対応したいということで、この事業費で予算の方を要求してございます。

議長（平田隆人議員）

他にございませんか。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第29号の第1条の質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

議案第30号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（平田隆人議員）

日程第6 議案第30号令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出補正予算事項別明細書、一括質疑を願います。

質疑ありませんか。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第30号の第1条の質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

議案第31号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（平田隆人議員）

日程第7 議案第31号令和7年度田舎館村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出補正予算事項別明細書、一括質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第31号の第1条の質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

議案第32号 令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（平田隆人議員）

日程第8 議案第32号令和7年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。

質疑ありませんか。

令和7年度予定キャッシュフロー計算書の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第32号の第1条から第3条までの質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

議案第33号 令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算(第1号)

議長(平田隆人議員)

日程第9 議案第33号令和7年度田舎館村水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。

質疑ありませんか。

令和7年度予定キャッシュフロー計算書の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第33号の第1条から3条までの質疑を願います。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

議案第34号 黒石地区清掃施設組合格約の変更について

議長(平田隆人議員)

日程第10 議案第34号黒石地区清掃施設組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

議案第35号 黒石地区清掃施設組合の解散について

議長（平田隆人議員）

日程第11 議案第35号黒石地区清掃施設組合の解散についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

議案第36号 弘前地区環境整備事務組合への加入について

議長（平田隆人議員）

日程第12 議案第36号弘前地区環境整備事務組合への加入についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

第36号の弘前の方に行くということですが、これは今まで黒石でやってた、ここでいう14条の分担金及び補助金、このお金より、これと同じお金でいくのか。またこの八つの町村ですか、これが同じ土俵に上がるのか、差別がつくのか。いかがなものでしょうか。

議長（平田隆人）

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。ごみ処理に係る負担金につきましては、今見込まれる予想でいきますと、今の黒石地区よりも弘前地区へ加入した方が安くなると見込まれております。以上です。

議長（平田隆人）

6番、平川議員。

6番（平川重廣議員）

先ほどもお話にも、私が質問しましたけれども。加入するところ、平等になるのか、ならないのかお伺いします。

議長（平田隆人）

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。ごみ処理の負担金につきましては、ごみ処理をする量に応じて負担するものですので、市町村によっては皆さん平等になります。以上です。

（平川重廣議員から「ありがとうございました。」の声あり）

議長（平田隆人）

他にございませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

議案第37号 田舎館村教育委員会委員の任命について

議長（平田隆人議員）

日程第13 議案第37号田舎館村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は同意することに決定しました。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

議長（平田隆人議員）

日程第14 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件については、議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

以上で、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

報告第2号 令和6年度田舎館村下水道事業会計予算繰越計算書について

議長（平田隆人議員）

日程第15 報告第2号令和6年度田舎館村下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本件については、議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑ありませんか。

質疑はないものと認めます。

以上で、報告第2号令和6年度田舎館村下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

報告第3号 令和6年度田舎館村水道事業会計予算繰越計算書について

議長（平田隆人議員）

日程第16 報告第3号令和6年度田舎館村水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本件については、議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

質疑のある方は発言を求めてください。

ありませんか。

質疑はないものと認めます。

以上で、報告第3号令和6年度田舎館村水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

報告第4号 株式会社アイナックの経営状況について

議長（平田隆人議員）

次に、日程第17 報告第4号株式会社アイナックの経営状況についてを議題といたしま

す。

本件については、議決事項ではありませんので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告のみで終わります。

議員派遣の件

議長（平田隆人議員）

日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

品川正人議員他6名を令和7年7月10日、青森市において開催される県下町村議会議員研修会に派遣。次に、令和7年8月22日、議員全員を行政視察研修として六ヶ所村に派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本件は派遣することに決定しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

議会運営委員長より、閉会中に次期議会の会期日程などの議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を審査するため、議会運営委員会を開催する旨の申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に議会運営委員会を開催することに決定しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

各常任委員長より、閉会中に所管事務に関する調査のための常任委員会を開催する旨の申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に各常任委員会を開催することに決定しました。

閉会

議長（平田隆人議員）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

令和7年第2回田舎館村議会定例会を閉会いたします。

午前9時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

田舎館村議会議長 平 田 隆 人

会議録署名議員 品 川 正 人

会議録署名議員 阿 保 勇 人